自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第50条の規定に基き、防衛大学校学生の 勤務時間及び休暇に関する訓令を次のように定める。

昭和30年1月12日

防衛庁長官 大 村 清 一

防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令

改正 昭和48年11月27日庁訓第60号 昭和60年4月1日庁訓第14号 昭和61年1月31日庁訓第1号 昭和63年12月28日庁訓第42号 平成4年4月21日庁訓第42号 平成5年4月30日庁訓第41号 平成6年8月25日庁訓第43号 平成14年4月1日庁訓第44号 平成20年9月30日省訓第51号 平成21年3月11日省訓第4号 平成22年12月22日省訓第44号 平成23年4月1日省訓第16号 平成24年8月3日省訓第29号 平成24年8月21日省訓第30号 平成26年3月31日省訓第23号 平成28年12月28日省訓第72号 平成29年3月31日省訓第23号

(勤務時間)

- 第1条 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。以下「学生」という。)の勤務時間は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、1週間につき38時間45分とする。
- 2 防衛大学校長又は防衛医科大学校長(以下「学校長」という。)は、日課表により、 前項の勤務時間を月曜日から金曜日までの5日間において割り振るものとし、日曜日及 び土曜日は、休養日とする。
- 3 学校長は、課業上の必要により学生に対し休養日において勤務を命じた場合には、勤務時間に応じて次の各号に定めるところにより、休養日以外の日において休養させることができる。

- (1) 4時間以上7時間45分未満の勤務を命じた場合 4時間の休養
- (2) 7時間45分以上の勤務を命じた場合 1日の休養 (休日)
- 第2条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)には学生は、特に勤務することを命ぜられない限り、勤務することを要しない。

(休日の代休日)

- 第2条の2 学校長は、課業上の必要により、学生に対し、第1条の規定により勤務時間の割り振られた日である休日において特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日として、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日(休日を除く。以下「代休日」という。)を指定することができる。
- 2 前項の規定により代休日を指定された学生は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を 勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、 第1条の規定による勤務時間においても勤務することを要しない。 (休暇)
- 第3条 学生の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。 (年次休暇)
- 第4条 学生には、1年について20日の年次休暇を与える。
- 2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 3 年次休暇については、その時期につき、学校長の承認を受けなければならない。この 場合において、学校長は、教育訓練に支障がある場合を除き、これを承認しなければな らない。

(病気休暇)

- 第5条 学生には、その負傷又は疾病のため療養する必要があり勤務しないことがやむを 得ないと認められる場合には、病気休暇を与える。
- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇(以下この条において「特定病気休暇」という。)の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
 - (1) 生理日の就業が著しく困難な場合
 - (2) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(防衛省の職員の給与等に関する 法律(昭和27年法律第266号)第27条第1項において準用する国家公務員災害 補償法(昭和26年法律第191号)第1条の2に規定する通勤をいう。)により負 傷し、若しくは疾病にかかつた場合
 - (3) 防衛省職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号)第15条の規定により同訓令別表第2に規定する生活規正の面要軽業の指示を受けて採られる同訓令第16条の規定による事後措置を受けた場合
- 3 前項の除外日とは、同項各号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病 気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休養日、休日及び代休日(以下「休養日 等」という。)その他の病気休暇の日以外の勤務しない日をいう。
- 4 第2項ただし書、次項及び第6項の規定の適用については、連続する8日以上の期間 (当該期間における休養日等以外の日の日数が3日以下である場合を除く。)の特定病

気休暇を使用した学生(この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた学生を含む。)が、除外日(前項に規定する除外日をいう。以下この条において同じ。)を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に次に掲げる時間がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、次に掲げる時間以外の勤務時間)の全てを勤務した日の日数(第6項において「実勤務日数」という。)が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- (1) 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第27条第1項 において準用する同法第26条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間
- (2) 生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間
- (3) 次条第1項第4号及び第7号の特別休暇により勤務しない時間
- (4) 介護休暇により勤務しない時間
- (5) 介護時間により勤務しない時間
- 5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかつた日(以下この項において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 6 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 7 療養期間中の休養日等その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第2項ただし書 及び第4項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 8 病気休暇については、学校長の承認を受けなければならない。 (特別休暇)
- 第6条 学生には、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与える。
 - (1) 学生が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (2) 学生が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会 その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められると 必要と認められる期間
 - (3) 学生が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、

子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により学生が当該学生との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該学生が現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学生に委託されている児童若しくは同条第1号に規定する養育里親である学生(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができないものに限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されているものを含む。第7号において同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

- (4) 妊娠中又は出産後1年以内の女子である学生が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しない場合 次に掲げる区分に応じ、次に定める時間
 - ア 妊娠満23週まで 4週間につき1回(医師等の特別の指示があつた場合には、 その指示された回数とする。イからエまでにおいて同じ。)必要と認められる時間
 - イ 妊娠満24週から満35週まで 2週間につき1回必要と認められる時間
 - ウ 妊娠満36週から出産まで 1週間につき1回必要と認められる時間
 - エ 出産後1年以内 当該期間内に1回必要と認められる時間
- (5) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女子である学生が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (6) 女子である学生が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- (7) 生後1年に達しない子を育てる女子である学生が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (8) 学生の親族(別表に定める親族に限る。)が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ別表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (9) 学生が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (10) 地震、水害、火災その他の災害により学生の家族の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、学生が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- (11) 学生の父母の危篤その他学校長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間
- (12) 年末及び年始の場合 12月29日から翌年1月3日までの期間
- 2 日数をもって特別休暇を与える場合においては、その日数中には、休養日等を含むも のとする。
- 3 特別休暇(第1項第5号及び第6号の休暇を除く。)については、学校長の承認を受けなければならない。

(介護休暇)

第6条の2 介護休暇は、学生が父母その他学校長が特に必要と認める者で、負傷、疾病 又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(次項、第10 項及び次条第1項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、学生の申出に基づき、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この条及び次条第1項において「指定期間」という。)内において必要と認められる期間とする。
- 3 前項に規定する学生の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇 簿に記入して、学校長に対し行わなければならない。
- 4 学校長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。
- 5 学生は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間 を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に 限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定 することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定す ることを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、学校長に対し申し出なければならな い。
- 6 学校長は、学生から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、学校長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり教育訓練に支障がある期間に該当することが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が教育訓練に支障がある日に該当することが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、1月に満たない期間は、30日をもつて1月とする。
- 9 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 10 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。
- 11 介護休暇については、学校長の承認を受けなければならない。 (介護時間)
- 第6条の3 介護時間は、学生が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護 を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定 期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないこと が相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間の単位は、30分とする。
- 4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時

間(国家公務員の育児休業等に関する法律第27条第1項において準用する同法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5 介護時間については、学校長の承認を受けなければならない。 (休暇の承認及び手続)

第7条 休暇の承認及び手続について必要な事項は、学校長が定める。

附則

- 1 この訓令は、昭和30年1月12日から施行する。
- 2 保安大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和28年保安庁訓令第16号)は、 廃止する。

附 則(昭和48年11月27日庁訓第60号)

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日庁訓第14号)

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年1月31日庁訓第1号)

- 1 この訓令は、昭和61年1月31日から施行し、この訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令第2条第13号、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第4条及び第8条第1項並びに自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第13条の規定は、昭和61年1月1日から適用する。
- 2 この訓令の施行日前において、改正前の防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令並びに自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令の規定に基づき、同日以降に与えられるものとされた休暇に係る手続は、改正後のこれらの訓令の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則(昭和63年12月28日庁訓第42号)

- 1 この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。
- 2 昭和64年12月30日までの間に行う特別昇給に関するこの訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第14号)第4条第3号の規定の適用については、同号中「休養日」とあるのは、「休養日、自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和63年総理府令第59号)による改正前の自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)附則第6項から第9項までの規定により指定された休養時間」とする。

附 則(平成4年4月21日庁訓第42号)

この訓令は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成5年4月30日庁訓第41号)

この訓令は、平成5年4月30日から施行する。

附 則(平成6年8月25日庁訓第43号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年9月1日から施行する。 附 則(平成14年4月1日庁訓第44号)

- この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令 (以下「新訓令」という。)第6条の2の規定は、改正前の防衛大学校学生及び防衛医科

大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令(次項において「旧訓令」という。)第6条の2第5項の規定により介護休暇の承認を受けた学生で施行日において当該承認に係る介護を必要とする1の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある学生に限る。)についても適用する。この場合において、新訓令第6条の2第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

3 旧訓令第6条の2第5項の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする1の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない学生の介護休暇の期間については、新訓令第6条の2第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

附 則(平成20年9月30日省訓第51号)

この訓令は、平成21年5月21日から施行する。

附 則(平成21年3月11日省訓第4号)(抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 (平成22年12月22日省訓第44号)
- 1 この訓令は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令第5条の規定及び第5条の規定による改正後の陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令第7条の規定は、この訓令の施行の日以後に使用した病気休暇について適用する。

附 則(平成23年4月1日省訓第16号)(抄)(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成24年8月3日省訓第29号)(抄) (施行期日)
- 1 この訓令は、平成24年8月3日から施行する。 附 則(平成24年8月21日省訓第30号)(抄) (施行期日)
- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成28年12月28日省訓第72号)(抄) (施行期日)
- 1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。 (防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令の一部改 正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令(以下この項において「学生訓令」という。)第6条の2第5項の規定により介護休暇の承認を受けた学生訓令第1条第1項に規定する学生であって、この訓令の施行の日において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の学生訓令第6条の2第2項に規定する指定期間については、学生訓令第1条第2項に規定する学校長は、防衛大臣の定めるところにより、初日から当該学生の申出に基づくこの訓令の施行の日以後の日(初日から起算して6月を経過

するまでの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

別表(第6条関係)

親族	日 数
父母	7 日
祖父母	3日(学生が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受
	ける場合にあっては、7日)
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1日(学生が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受
	ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者	3日(学生と生計を一にしていた場合にあっては、
	7 日)
祖父母の配偶者	1日(学生と生計を一にしていた場合にあっては、
兄弟姉妹の配偶者	3 日)
おじ又はおばの配偶者	1 日
学校長が特に必要と認め	必要と認められる日
る親族	